

議 長	副議長	局 長	次 長	議 事 係 長	調 査 係 長	調 査 係

COOLS	
H	P

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 17 年 6 月 27 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 4 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、武井副委員長、森井、前田、新谷、松本、久末、 齊藤(陽) 各委員		
説明員	水道局長、建設部長、その他関係室長、次長、課長及び主幹 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

委員会に先立ちまして、先般亡くなった川堰課長に 1 分間の黙とうをお願いします。

( 黙とう )

黙とうを終わります。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回、皆さんの総意によりまして、建設常任委員会の委員長を務めることになりました佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。なお、副委員長は武井委員が継続となりますので、よろしくお願ひいたします。

今回は人事異動後、初の委員会でございますので、各部局ごとに理事者の紹介をお願いしたいと思います。

( 理事者紹介 )

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者からの報告がありますので、順次、説明願ひます。

「小樽公園再整備に関する基本方針について」

( 建設 ) 建設課長

小樽公園の再整備に関する基本方針について説明いたします。

現在進めております小樽公園の再整備につきまして、昨年、市民から多くのご意見をいただきましたが、これらを踏まえ、この度、小樽公園の再整備に関する基本方針を策定いたしましたので報告いたします。

内容については、お手元の概要版に沿って説明させていただきます。

まず、1 番目の再整備の対象区域については、小樽公園内の総合体育館や公園グラウンドなど、既存施設部分を除く約 14.5 ヘクタールといたしました。

また、2 番目の将来像については 4 点挙げてございます。1 点目は、小樽市のシンボリックな公園として「うるおい」と「にぎわい」のある空間の創出。2 点目は、高齢者や児童、障害者等にも配慮した公園。3 点目は、安全で安心して利用できる公園。4 点目は、小樽公園の優れた景観や雰囲気、さらに、歴史的・文化的素材等を生かした空間の形成。以上を将来像といたしました。

次に、3 番目の再整備の方針ですが、最初に総括的な方針を挙げています。1 点目としては、再整備に当たっては市民のご意見を参考に小樽市が作成した基本方針に基づくこと。2 点目としては、公園施設の役割や機能を明確にした上で、これらを結び、総合的・一体的な公園の利用の向上を図ることといたしました。

次に、施設、交通に関する方針を挙げています。1 点目の施設整備に関する方針として、一つ目は、見晴台の施設のあり方について検討するとともに眺望・景観の確保を図ること。二つ目は、こどもの国の遊具スペースは内容や配置について、また、小動物園は民間のノウハウを含めた運営の可能性について検討すること。三つ目は、丘陵斜面の土地利用を明確化し、また、景観や眺望に配慮した植栽について検討すること。四つ目は、小樽公園の歴史や文化を市民等に情報発信するための検討といたしました。

2 点目の交通に関する方針としては、一つ目は、公園利用者のアクセス動線について分析し、円滑な園路の整備を検討すること。二つ目は、駐車場は来園車両の将来的な予測などを考慮しながら、適正な規模と配置について、また、管理方法についても検討すること。三つ目は、園内道路は公園利用者の安全を確保するために車両の利用実態を把握した上で対応策を検討することといたしました。

最後に、維持・管理及び運営に関する方針を挙げています。ここでは全国的な先行事例の収集を行い、小樽公園

に最も適した維持・管理の手法を検討することとしております。

以上が小樽公園の再整備に関する基本方針の概要です。今年度、この基本方針に基づき基本計画を策定するために今定例会で補正予算を計上したものでございます。

委員長

「小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画について」

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画について報告いたします。

お手元の資料に沿って説明いたします。

住宅計画につきましては、昨年度、「小樽市住宅マスタープラン」を策定いたしました。この中では、民間住宅と公共賃貸住宅についての供給や整備についての基本的な方向性を取りまとめたものでございます。本年度は公共賃貸住宅について、今後 10 年間にわたる既存の住宅ストックの活用や建替え等を計画的に進めるための計画づくりである「公共賃貸住宅ストック総合活用計画」の策定を行います。

策定に当たっての問題点・課題といたしましては、一つ目に、現在の公共賃貸住宅の整備プログラムである「公共賃貸住宅再生マスタープラン」は見直しが必要であるということ。

二つ目としては、公共賃貸住宅のセーフティネットとしての役割がより重要になってきているということがあります。そのため、検討項目としては、地域特性を踏まえた公共賃貸住宅の適正配置バランスの検討。市民需要を踏まえた公共賃貸住宅の適正供給計画の検討。市の財政状況を踏まえた既存ストックへの多様な改善手法の検討。さらに、事業主体変更後の若竹団地の活用計画の検討。それぞれこういったようなものを行います。

策定の進め方でありまして、まず、既設公共賃貸住宅の修繕履歴の把握や入居者の実態の把握を行います。それを踏まえて、公共賃貸住宅の団地ごとに建替えなどの手法を検討します。「ストック総合活用計画」は、今後 10 年を計画期間として策定を行いますが、その内容といたしましては、まず、公共賃貸住宅の需要と役割、課題の整理を行います。次に、ストック活用の目的、基本理念及び利活用の基本目標の設定を行います。さらに、建替え等の緊急性、妥当性を評価分析し、事業収支計画の検証を伴う建設プログラム、住替えプログラムの策定を行います。また、借上げ公共賃貸住宅のケーススタディ、そういったものを行おうと考えております。

策定は今年度末、平成 18 年 3 月までに終了する予定となっております。

委員長

「築港駅前歩道橋について」

(建設)まちづくり推進課長

築港駅前歩道橋の通行量調査などについて報告させていただきます。

昨年の第 4 回定例会に小樽築港駅前歩道橋の撤去方についての陳情が提出され、また、今年の第 1 回定例会ではこの存続方についての陳情が提出されておりました。このことから、今年 4 月 27 日の平日と 5 月 22 日の休日の 2 回、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間の歩道橋などの通行量調査を行いました。

まず、資料左側の横断歩道について、平成 14 年にも小樽開発建設部で調査しておりますが、今回の調査では平日、休日ともに利用者は 2,000 人を超えております。次に、歩道橋についてであります。ここにつきましても、平成 13 年と 14 年に小樽開発建設部で調査しております。今回は平日で 148 人となっております。ほぼ横ばいの状況でございます。休日では今回 189 人と大きく増えている状況でありました。また、今回、歩道橋と平磯トンネル間の乱横断の状況も調査しておりまして、平日で 94 人、休日で 81 人の方が渡っていたという状況が見られました。

この結果を踏まえまして、6 月 14 日に若竹町会、6 月 17 日には東小樽町会の一部の 2 町会を対象に意見交換会を開催したところでございます。内容につきましては 4 点ございます。

1 点目は、1 日 100 人を超える歩道橋の利用者がいたということ。2 点目は、乱横断も多く、歩道橋が撤去され

ると、さらに乱横断者が増え、交通事故などの危険性が高くなることが予想されること。3 点目は、現在、築港地区に民間による約 280 戸のマンションが、また、約 170 戸の道営住宅が建設中であり、これらが完成したときの人の流れが不透明であること。4 点目は、公安委員会や歩道橋を管理する小樽開発建設部からは、歩道橋が撤去されたときに、新たな歩道橋や横断歩道の新設は非常に難しいとの話があることなどを報告させていただきました。

この結果、若竹町会の方からは撤去と存続の両方のご意見や「歩道橋が老朽化しているので、維持補修を行ってほしい」とのご意見がありました。

また、東小樽町会の方からは「撤去されると歩行距離が長くなり、乱横断などの危険性が増すことから、このまま残してほしい」というご意見が出されたところでございます。

委員長

「中央下水終末処理場の汚泥処理棟の更新事業について」

(水道)整備推進課長

中央下水終末処理場汚泥処理棟の更新事業について報告いたします。

中央処理場の汚泥処理棟は、昭和 59 年に供用を開始して以来、21 年を経過しており、機械、電気設備については既に耐用年数を過ぎ、老朽化による機能低下が著しい機器が数多くあり、修繕や更新が必要な状況になってきております。このため、平成 14 年度に汚泥処理棟基本設計の作成に関する業務委託を日本下水道事業団に委託し、改築診断調査及び汚泥処理システムの見直しを行っております。

この見直しの内容についてであります。現行の熱処理設備では、分離液処理の困難性や臭気の問題などの課題があることから、熱処理設備と乾燥機を廃止することとし、維持・管理の簡素化やランニングコストの低減を図り、効率的な汚泥処理システムに変更するものであります。資料をごらんください。

中央下水終末処理場の汚泥処理システムについて、現行フローと更新フローを記載しておりますが、まず、現行フローから説明いたします。中央処理場の最初沈殿池、最終沈殿池から発生する汚泥をそれぞれ生汚泥、余剰汚泥といいます。前処理設備できょう雑物が取り除かれ、それぞれ重力濃縮槽、機械濃縮機で濃縮されます。濃縮された汚泥を次の熱処理設備で約 185℃ に加熱処理し、脱水しやすい状態にしてから脱水機で含水率 60 パーセント以下の汚泥にし、焼却炉で焼却しております。

また、銭函と蘭島の下水終末処理場で発生する汚泥は、含水率が約 80 パーセントであり、そのままではストーカー炉で焼却できないため、中央処理場に搬入した後、乾燥機で乾燥し、含水率 60 パーセント以下の汚泥にしてから焼却しております。

次に、更新フローについてですが、熱処理設備と乾燥機を廃止するフローになっております。熱処理設備、乾燥機を廃止するとともに機械濃縮機、脱水機、汚泥焼却炉について、どのような機種を選定すれば効率的な汚泥処理システムになるのか、今後、検討していかなければならないと考えております。

また、汚泥処理棟の更新事業は、平成 17 年度から 25 年度までを予定しておりますが、現有施設を稼働しながら、新しい汚泥処理システムに安全、確実に移行しなければならず、高度な技術力と豊富な経験を必要とすることから、基本設計及び更新工事の施工管理等について、専門技術者を有し、全国で数多くの実績を持ち、下水道事業を実施する地方公共団体の代行支援機関であります日本下水道事業団へ業務委託を行うものです。なお、平成 17 年度につきましては、更新事業の中で最も優先度の高い汚泥焼却設備の基本設計を委託するものです。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第 6 号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について」

(建設)建築住宅課長

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

改正の内容としては 3 点ございます。

1 点目は、市営住宅に併設された集会所の管理の委託を地方自治法の改正に伴いまして、管理委託制度から指定管理者制度に移行するための改正でございます。市営住宅の集会所につきましては、市内に 10 か所ありますが、それらの管理は従来から自治会等で作った管理委員会に委託しております。これらにつきましては、施設の性格上、市が直営で管理するよりも、今後も引き続き他の団体に管理を行わせた方が利用者の利便性が図られ、市の経費削減にもなると考えておりますので、指定管理者制度に移行するため新たに 3 条を加えるほか、所要の改正を行うものでございます。

2 点目は、現在工事中のオタモイ住宅 1 号棟が 8 月下旬に完成し、9 月から供用開始することに伴う施設設置についての改正です。住戸 55 戸のほか、共同施設として児童遊園、高齢者生活相談所、駐車場 39 区画が加わります。施行日は別に規則で定める予定です。

3 点目は、奥沢住宅の用途廃止を予定しておりまして、条例から奥沢住宅の項を削る改正を行います。奥沢住宅は 4 棟 20 戸ありますが、入居者は平成 14 年度に勝納住宅 1 号棟へ移転しており、それ以降、空き家となっております。敷地が民有地であることと、建物管理の問題もありまして、今年度解体工事を行うことになりましたので、解体後、用途廃止をする予定でございます。これにつきましても施行日は別に規則で定めることといたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長

「議案第 22 号小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案について」

(建設) 建築担当 鈴木次長

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の管理委託制度から指定管理者制度に変更されました。指定管理者制度の導入については、多様化する住民ニーズに、より効果的、かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業やその他の団体等のノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的とするものであります。現在、管理委託している稲穂駐車場、駅前広場駐車場及び駅横駐車場について、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度に移行するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせることを条例で定めるものであります。

条例の主な改正内容は、利用時間等の変更と利用料金制の導入であります。利用時間等については、最大、年中無休 24 時間とし、現行の利用時間等を確保しつつ、指定管理者による現行より拡大した利用時間等に対応するためであります。また、利用料金制につきましては、現行の料金体系を維持しつつ、指定管理者の自主的経営努力を發揮しやすくするために導入するものであり、利用料金は指定管理者の収入といたします。

あわせて、駐車することができる自動車の規模を普通自動車の範囲まで拡大し、小樽市稲穂駐車場においてのみ、高さ重量の制限を設けるほか、所要の改正を行います。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。共産党。

-----  
新谷委員

市営住宅集会所の指定管理者制度導入について

それでは、議案にかかわって質問いたします。議案第 6 号、小樽市営住宅条例の一部改正の条例案で、二つは賛成できるのですけれども、一つが集会所の管理について指定管理者制度を導入するということで、疑問な点がありますので確認します。現在の集会所の料金設定は、まちまちになっているのですけれども、これはどのように設定

しているのか。管理委員会の構成人数、また、運営委員会などを置いているのかどうか説明願います。

(建設)建築住宅課長

集会所の利用料金につきましては、その上限を条例で定めておりまして、この範囲内で委託先の管理委員会において決定していただくという形をとっております。集会所によって金額が違いますのは、建設費等を基にその料金を出しておりまして、それぞれのケースによって料金が異なっております。

また、管理委員会の構成でございますが、この集会所につきましては、条例で 10 か所を位置づけておりますが、そのうちの 6 か所が市営住宅団地内の集会所で 4 か所が地域関連施設といたしまして町内会等で使用できる集会所となっております。市営住宅団地内の集会所につきましては、主に市営住宅の自治会等の役員で構成された管理委員会で運営されております。人数としては、おおむね 7 名から 12 名ほどの委員で構成されております。また、地域関連で運営されております 4 か所につきましては、団地内の自治会及び町内会の役員等で構成された管理委員会で管理運営されておまして、人数はおおむね 9 名から 10 名ほどの役員で構成されております。

新谷委員

この指定管理者導入に当たっては、公募か任意かとありますけれども、この場合は任意にするのですか。

(建設)建築住宅課長

先ほども説明いたしましたけれども、集会所という施設の性格上、利用者の利便性や施設の効率的な運用、そういうことを考えますと、私たちとしては任意で引き続き今と同じような形で管理運営していただくのがよろしいかと考えているところです。

新谷委員

ちょっと疑問なのは、任意にする場合、今度は小樽市で指定管理者制度を導入するということで、既に管理委員会として、そういう話は耳に入っていると思うのですが、議会で決まりましたから委任しますとなるのか、それとも、あらかじめ、管理者の不安などを聞いておくのか、それをどういう手順で進めていくのか、その辺はどうでしょうか。

(建設)建築住宅課長

今、小樽市全体で、この市営住宅集会所以外の市の施設も指定管理者制度に移行するというので、手続が進められているところですが、最終的には公募にするのか、任意にするのかということは第 4 回定例会で決まっていって聞いております。正式にはそれから大きく動くことになろうかと思いますが、私どもといたしましては、それぞれの管理委員会の方々に、現在行われている作業の流れ、今後の予定等の説明を始めているところで、その辺も十分にご理解いただき、また、何か問題点等があれば、お申し出いただきたいと考えているところです。

新谷委員

それで、今、説明を始めた段階と言いましたけれども、管理委員会の方から何か心配する話は聞いていますか。

(建設)建築住宅課長

実態的には、この集会所の管理運営をしている管理委員会が行っている部分は、指定管理者制度になりましてもそれほど変わりませんので、今のところ、そういう話は特に聞いておりません。

新谷委員

私たちも市営住宅ではないのですが、道営住宅の集会所を時々使わせていただいているのですが、市と北海道と契約の内容が違うかもしれませんが、当初と比べてサービスが後退している部分があるのです。

例えば、これをやってはいけない、あれをやってはいけないということで、最初のころは、飲食やカラオケなどは認められていたけれども、それが禁止になる。また、管理者の負担になるので祝日は貸さないなどとなってきているのです。

集会所の運営を指定管理者制度として任せてしまうと、例えば、サービスを上げなければならないなど、いろいろ

るなことで管理者側の負担にならないのか、あるいは、住民や利用者同士のトラブルにならないのか、また、そうしたことが起きた場合にどう対応するのか、その辺が心配なのですけれども、いかがでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

利用の制限ということは、やはり、利用者側にもマナーといいますか、モラルといいますか、そういう部分もあって、やむを得ず規制するという部分もあるのかもしれませんが、基本的には利用者に支障がない範囲で、その集会所を有効に使っていただくということを考えております。今、私どもの方では市の集会所に関しては特にそういう問題があるということは聞いていませんが、今後、その説明をしていくに当たって、その辺のこともそれぞれの管理委員会の方々に聞いてみたいと思います。

新谷委員

いろいろなトラブルが起きた場合の責任というのは、結局、そこで対処しなければいけないのですよね。その辺はどうなのでしょう。

(建設) 建築住宅課長

基本的に運営は任せておりますので、管理委員会の中でうまくおさめていただきたいということではありますけれども、施設を所有しているのは小樽市ですので、それらのご相談に乗ったりすることは市の立場でやっていくことになると思います。

新谷委員

市営駐車場の指定管理者制度導入について

それでは次に、駐車場の指定管理者制度にかかわって伺います。今の説明では利用時間や利用料金の変更になるという説明がありましたけれども、旧条例と新条例を比べたら、例えば、駅前広場駐車場は午後 10 時から翌日の朝 8 時まででは自由使用時間ということで無料ですよね。それから、1 月 1 日、1 月 2 日は無料となっているのですけれども、今度はそれがどうなるのか。たぶん、料金がかかるようになるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

(建設) 建築担当 鈴木次長

駅前広場の駐車場でございますけれども、これについては、今は夜 10 時から翌朝 8 時の間につきましては、管理上、なかなか管理することができないということがあって、自由使用時間という形を設けて、この時間で利用する場合は無料という形をとらせていただいています。これについては基本的に全体的な利用時間は 24 時間という形をとっていますので、今後、指定管理者に移行する場合には、今の条例を生かすこともできますし、また、最大限利益を上げる上でこういった形にするのか、その辺は指定管理者の裁量によって変わってくると思います。

新谷委員

現在の稲穂、駅前広場、駅横、それぞれの駐車場の収支状況を示してください。

(建設) 建築担当 鈴木次長

三つの駐車場の収支状況ということですけれども、直近の平成 15 年度決算の数字を申し上げます。まず、稲穂駐車場の収入については 1,705 万 4,000 円、支出は 2,572 万 1,000 円、マイナス 866 万 7,000 円となっております。駅前広場の収入は 1,157 万 7,000 円、支出は 1,437 万 1,000 円、279 万 4,000 円の赤字となっております。それから、駅横駐車場は収入 1,361 万 5,000 円に対し、支出 651 万 6,000 円、プラス 709 万 9,000 円となっております。

新谷委員

ざっと計算すると 400 万円ぐらいの赤字、マイナスですね。これぐらいの数字だと、やりようによってはプラスにすることができるのかとも思うのですけれども、一つ、二つ心配なのは、やはり、指定管理者の収入になるわけですから、この部分で先ほど 22 時以降は管理できないから無料ということでしたけれども、市民が無料で利用できる部分が有料になる。あるいは、この赤字分を何とか回収しようということで、働いている人たちの労働条件の悪

化につながらないか心配するのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

(建設)建築担当 鈴木次長

労働時間の悪化にならないだろうかとということですが、これにつきましては管理条件といたしまして、当然、関係法を遵守するというのを、これは公募してもらう方にそれをきちんと明記した形をとります。それからまた、事業計画というものをを出していただきますので、この中で人員配置を明記した形にしますので、この辺は指定管理者としても人員については十分な配慮をしていただけるものと思います。

それから、駅前広場駐車場の夜 10 時から朝 8 時までの無料時間帯が有料になるということなのですが、これについては、基本的には私どもとしては、先ほども話したように管理自体がなかなか難しいということがありまして、やむを得ずというか、暫定的な形で無料という形をとっていますので、これは指定管理者に移行することになりますと有料という形にならざるを得ないのかと思っています。

新谷委員

それで、実際にこれについては公募になると思うのですけれども、赤字とわかりつつ、応募してくれそうなところはありますか。

(建設)建築担当 鈴木次長

これにつきましては、現在、指定管理者の選定にあっては公募ということで考えております。やはり、公平な競争を確保するという方法は公募という形で考えております。それで、手を挙げてくれるところはあるのかということですが、今、建設部として考えておりますのは、市内に本社があって、ビル管理を業としている会社などを考えているわけですが、今後、総務部と協議してこの辺がどうなるかということになります。

新谷委員

今、聞いた範囲ではサービスが向上する部分もあるけれども、しかし、今まで無料だった部分が有料になる可能性もあるということがわかりました。それでよろしいですね。

建設部長

現在、使用料金は 30 分ごとに 210 円という形で固定しています。それが最大限徴収できる額ということですので、市民に負担になるということでは、例えば、札幌のまちなかで 4 時間の駐車料金を取るときに、本来は 800 円の料金を 500 円に減額にするという形で駐車場の利用をどんどん促進するような事例もあります。

トータルで考えますと、たぶん、負担増の部分もあれば、また、利用を促進するという点でサービスも向上する部分もあるかと思っています。当然、その指定管理者によっては、それらの点を提案してくるだろうと感じていますので、しばらく計画といいましょうか、その辺の提出を見た中で判断したらどうかと考えてございます。

新谷委員

今後、どういうスケジュールになってくるのですか。

(建設)建築担当 鈴木次長

今後のスケジュールですが、まず、広報おたる 8 月号で告示をいたしまして、それから、9 月初めから申請の受付をします。9 月中旬に受付期間を終了するという形になっておりまして、第 4 回定例会にその指定管理者に関する議案を提出するという形になっております。

新谷委員

小樽公園の再整備計画と小動物園の存続について

小樽公園の再整備についてですが、この間の予算特別委員会でも、この設計委託料が 300 万円ということで、この際、市職員の皆さんの英知を使って行うべきではないかということを質問いたしました。財政的な絡みというか、新しい財政再建推進プランでは、かなり厳しいことが言われているのですけれども、今後、市財政も大変に厳しい中で、事業についても聖域なく見直すということを言っています。そういう状況の中で小樽公園の再整備

は、こういった規模で推進できるのでしょうか。

(建設)建設課長

現在、補正予算に計上しております基本計画の中で、具体的な工事の概算工事費の積算という部分がございます。その中で検討されるという形で今の時点では、どのぐらいの金額になるかといったことはまだ出ておりません。

新谷委員

実際に、今年、委託して、設計してもらうわけですね。そうすると、こういうものが決まらないと設計もできないのではないですか。

(建設)建設課長

当然、財政再建は非常に重要な案件ですから、そういったことも調整しながら検討いたしますが、繰り返しになりますけれども、あくまで基本計画の中でこういった金額になるか検討したいと考えています。

建設部長

課長が説明しましたけれども、基本的に基本設計の発注でございまして、当然、かかるであろう予想費用の概算を出します。その中で、短期、中期、長期といった整備の中で、財政再建の中でこういった取組ができるのか、そういうものについては基本計画ができた段階において庁内で確認する、若しくは、協議するという運びになるかと思っておりますので、決してお金があるから、ないから、計画がどうこうということではないと考えています。

新谷委員

先ほど財政部に聞きましたら短期というのですか、2億円ぐらいは推進計画の中に入れていたと聞いたのですが。

建設部長

非常にうれしい話だと思いますけれども、私どもはきちんとした話としては伺っておりません。

新谷委員

私はこの公園がとても好きなのです。春の桜とつつじ、見晴らしもいいですし、本当にいい公園だと思うのですが、そういう点では、公園はお金を生み出すというものではないので、やはり、市民が憩える、市民に潤いをもたらすという概念で整備を進めていったらいいのではないかと思うのです。

それから「こどもの国の遊具スペースは、内容や配置について、小動物園は、民間のノウハウを含めた運営の可能性についてそれぞれ検討する」とありますけれども、その内容をどういうふうに考えたらいいのか、もう少し詳しい説明をお願いします。

(建設)建設課長

こどもの国につきましては、基本的には存続するという事で考えてございますが、その内容につきましては、こどもの国の機能といたしまして遊具スペース機能と小動物園の機能がございまして。それぞれどういう形で残していったらいいのかということ、この基本計画の中で検討していきたいと考えております。

建設部長

具体的にこれから受託者と協議して探っていくことになりますけれども、新聞報道によりますと、巡回動物園という方式もあるわけです。ですから、そういった意味で、365日、年間通してオープンするのではなくて、要は、子供たちが楽しめるような時期に限って、民間との連携も検討できるということもあるでしょうし、いや、そうではなくて、自宅で飼っている小動物を持ち込んで楽しんでもらうというような方法も考えてみたいという中で、既成の運営方法の枠を取り外して、いろいろなアイデアを出していくことができればいいなと考えております。

新谷委員

先ほど、小樽公園の再整備に当たっての概念というものを話しましたが、やはり、市内で子供が安心して遊べる場所、公園というのは、ここぐらいしかないと思うのです。それで、たくさんの方から「ぜひ、小動物園は残してもらいたい」ということで、いろいろなご意見があるかと思うのですけれども、確かに小動物を飼育すれば、それ

なりにお金がかかると思うのですけれども、学校の授業などでも小動物園を使っているということも聞いておりますし、巡回方式にすると常時、動物がいるわけではないので、そういう点では、やはり、小規模でも残すという方向で、ぜひ、小動物園を計画の中に入れていただきたい。再度要望しますが、いかがでしょうか。

建設部長

これまでも答弁してきたと思うのですけれども、基本的には小動物園は存続するというを基本にしてございます。そのために管理運営方法をどうするかということも皆さんと打合せをしていきますし、そういった先行的な事例やノウハウを持っているコンサルタントを予定していますので、基本計画の中でも十分に議論し、存続に向けて可能性を探っていきたいと考えております。

新谷委員

これについての中間報告はしていただけるのですか。

建設部長

最後まで業者任せではありませんので、庁内の関係課長会議もありますし、関係部長会議も継続して運営しておりますので、その中で方向が見えた段階で建設常任委員会に示せるような状況になれば示したいと考えています。

新谷委員

中央下水終末処理場の汚泥処理棟更新事業について

先ほどの報告にかかわって順次、聞いていきたいのですけれども、中央下水終末処理場の問題です。この元利償還というのは幾らくらいになるのですか。

(水道)総務課長

下水道事業にかかります元利償還額でございますけれども、平成 17 年度予算で申し上げますと 38 億 3,000 万円ほどとなっております。

新谷委員

この事業には幾らかかるのですか。

(水道)整備推進課長

汚泥処理棟の更新事業につきましては、平成 17 年度から 25 年度まで、概算で約 70 億円かかると考えております。

新谷委員

70 億円ですか。

(水道)整備推進課長

汚泥処理棟だけで言いますと、70 億円ということになります。

新谷委員

かなり多額な予算になるわけですがけれども、これはどういうふうに返済していくのか。

(水道)総務課長

先ほどの 17 年度の元利償還金額 38 億円は、その施設にかかるというのでなくて、これまで行ってきた投資に関する部分でございます。私どもも今言った 70 億円なり、80 億円の部分をある程度試算いたしまして、その傾向からしますと、一応、右下がり傾向というような状況になっております。

ですから、70 億円に係る部分の元利償還の金額が幾らかというのは、まだ算出してございませんので、それを含めたこれまでの元利償還、返済額がございますので、それに加えても、今後の部分としては右下がり傾向ということ。金額的には、だいたい多いときで 1 億 3,000 万円、少ないときで 2,000 万円と、ばらつきはございますけれども、一応、右下がり傾向でこのような数字になってございます。

新谷委員

まだ計算していないということなのですか。それとも、わからないということではないですよ。なぜかという

と財政再建推進プランにかかわって小樽公園の問題でも聞いたのですけれども、その中に位置づけられているということですから、やはり、これは当然、計算して出したものがあるのではないかと思うのですが。

(水道)総務課長

財政再建の部分の計画といいますか、これにつきましては私どもは企業会計をやってございます。そういった中では、一般会計的に見れば、繰出金という形で整理されているということになります。ただ、それにおきましては、それまでの下水道事業会計そのものの収支状況はどうなっているかといった部分で、その不足する部分が一般会計から賄われるというような会計になります。そういった観点からすると、今言ったような元利償還、こういったものも収支状況の中には、当然、影響が出てくると考えております。

新谷委員

何かあまり数字的に見えてこないのです。この工事は必要なことですから、これはやらなければいけないことなので、それはいいのですけれども、この工事が終わった後に市民の側として心配することは、下水道料金の値上げにつながらないかということなのです。その辺はどうでしょうか。

(水道)下水道担当 原田次長

まず、この更新に当たっての考え方を話しますけれども、この更新は、ただ、既存のものを単純に更新するというのではなくて、将来人口の見通し、将来水量といいますか、そういうものを見越して、できるだけランニングコストをどう落とすのか、コスト縮減に向けた取組を前段に行ってください。また、今年度から水道局の機構も大きく見直しをして、下水道担当の人員を3名ほど減らして23名体制で下水道を運営するという全般的なコスト縮減に向けた取組を行って、この大きな更新事業に入ろうという計画を持っております。その中で、先ほど説明したとおり、下水道事業団という組織を活用しながら、この難しい事業に取り組んでいくという考え方を持っています。

また、この更新事業そのものは国庫補助事業で行いますので、事業費に対して10分の5.5、これは国からのお金で賄われるということになります。残りの10分の4.5のうち90パーセントが起債という形になってございます。したがって、単年度100分の4.5が一般財源として必要になるお金になってございまして、現在の起債の状況から言いますと、2年据置き10年償還という形になりますので、そういう形でのシミュレーションは行っております。それに必要な一般会計の繰出しといいますか、そういうものも平成21年度まで、どのような状況になるかというものを財政担当に示しながら、この事業に取り組んでいこうと考えております。さらにまた、この事業団との協議の中で最終的な実施設計に当たって、さらにコストをどう縮減していくのかを検討しながら、この事業に取り組んでいきたいと思っております。

新谷委員

値上げになるかならないか、わからないということですか。抽象的な話なので、まだわからない部分があるとは思いますが。

公共賃貸住宅ストック総合活用計画について

本日、資料を提出していただきました。市営住宅の入居応募状況についてです。先ほど説明にありました公共賃貸住宅ストック総合活用計画にもかかわってくることなので、それは後から聞きます。最初に、この計画期間は10年間ということですが、完成するのはいつですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

計画期間としては10年間ということで、平成18年度を初年度として平成27年度までの10年間の計画づくりということでありまして、要するに、18年度からの市営住宅の建替計画やストックの活用といったものを10年間の計画として定めるということでございます。

新谷委員

平成18年度からということ、今年度できるということですね。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今年度中、平成 18 年 3 月までにはこの計画を定めるということでございます。

新谷委員

これは既存ストックの改修、改善、そういうこともうたっていますし、再生マスタープランの再検討が必要とも書いてあるのですけれども、そうすると、この再生マスタープランの中で「新たに建設する」と位置づけられていた住宅があると思うのですけれども、この部分が具体的にどう変わるのか、あるいは、今ある既存の住宅で改善できるものがどの程度あるのか、その辺はどう押さえていますか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今回のストック総合活用計画は、再生マスタープランを見直すということでございます。再生マスタープランでは、現在行っておりますオタモイ住宅の建替えといったものは、再生マスタープランでも位置づけておりました。さらに、塩谷住宅、桂岡住宅、最上 B 住宅の建替事業、こういったものを位置づけております。それで、再生マスタープランの見直しという観点でいくと、今、オタモイの建設工事をしていますので、オタモイは引き続きこれからも行っていくという考えですけれども、まず、桂岡、最上 B、このあたりについては建替事業を行うという形で再生マスタープラン上の位置づけをストック総合活用計画の中で、もう一回検討してみようと考えております。

それから、塩谷 B、C 住宅の建替事業についても、その実施の時期や方法についても当然、考えていかなければならない。今、オタモイの建替事業を進めておまして、2 号棟が平成 19 年に完成しますけれども、250 世帯ほどは、まだそのまま今の古い住宅に残るということは現実としてあるわけです。新しい住宅と古い住宅のギャップが非常に大きくなるという中では検討課題であろうと思っております。

既存の中層住宅、簡易平屋建て、簡易 2 階建ての住宅については建替事業も含めて検討していくわけですが、残りの中層住宅については昭和 50 年代から、古いものでは 40 年代の後半から建替えを始めた住宅があります。こういった古い住宅については、かなり、改善事業が必要な部分も出てきているということでございますけれども、このあたりをこのストック総合活用計画の中で年次計画としてどのような改善事業をすることによって、その耐用年数を延ばすというよりも、今後も良好な住宅として引き続き使うためには、どのような改善事業が必要なのかといったことも、ストック総合活用計画の中で策定していこうと考えております。

さらに、若竹団地の事業主体変更後の活用ということが、ストック総合活用計画での一つの柱になるだろうと思っております。この計画の中でこれから具体的ににつくるわけですが、オタモイと簡易平屋建て、簡易 2 階建てを何とかこの 10 年間で市民のために良好な住宅として活用するにはどうするかという観点でストック総合活用計画をつくることになると思っております。

新谷委員

全体的に、公営住宅は今までの予定より少なくなるのか、多くなるのか、その辺はどうなのですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

その点につきましては、ストック総合活用計画の中で具体的に検討いたしますけれども、どのくらいの公営住宅が必要であるかということについては、きちんと検証しなければならない部分であります。それで、昨年度つくりました住宅マスタープランの中で、今後 10 年間にわたっての必要な住宅戸数というものは、ある程度、算出しております。民間と公共を合わせて、賃貸住宅については、今後の人口動向、世帯動向を踏まえて 2 万 1,110 戸という数字を算出したわけですが、基本的にはこの数を踏まえていこうと思っております。

そういった中で、公営住宅に対する要望が毎年増えているという状況もありますので、それもあわせながら、その 2 万 1,110 戸という賃貸住宅総数の中で、公共と民間がどのような役割分担を図りながら、今後 10 年間にわたって住宅を供給していくかといったことをストック総合活用計画の中で決める形になりまして、現状の中で、再生マスタープランで想定した三千二、三百という数字が市営住宅の数ということで出ていますけれども、今後もその数

でいいのかなど、もっと少なくていいのか、あるいは、もっと必要なのかといった点はストック総合活用計画で十分に検討していきたいと考えておりますので、今の段階でその数がどうなるかということは明確には言えないところであります。

新谷委員

中心市街地での市営住宅建設について

市営住宅を含めて、公営住宅の要望というのは依然として多いのです。今回、4月と6月の応募状況を提出していただきました。塩谷、蘭島といった郊外の住宅は、応募がゼロというところもあったりするのですが、市内中心部、それから、エレベーターがついて便利な住宅というのは、ものすごく応募が多いのです。この辺は今後どう考えていくのか、まちづくりとも関係してくると思うのです。その辺ではどうなのでしょう。

先ほど聞いたのは、オタモイや塩谷、桂岡という郊外の住宅なのですが、それでいいのかなどという問題があると思うのです。今話したように中心部の住宅に入居希望が多いわけですから、もう少し住みやすい中心部に住宅を建てていくという視点が必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

市営住宅の応募状況というのは、今、お話がありましたように、やはり、地域によっては入居希望が少ないというところも実際にごさいます、例えば、塩谷方面は全体的に希望が少ないということがあります。それで、今後の市営住宅の配置といったことにも絡んでくるわけですが、今、非常に入居希望が多い住宅というのは、やはり、まちなかに近い、あるいは、交通が便利、買物が便利といった公営住宅で非常に希望が多いわけですが、今後、公営住宅の展開という中では、当然ながらそういった部分も考慮していかなければならないと思っております。

住宅マスタープランの中でも、まちなか居住という課題を入れまして、その中に民間と公共をあわせてどんな施策がとれるのかといったことを基本方針として示したわけですが、今後の公営住宅の展開の中でも、まちなか居住という課題は、ストック総合活用計画の中でも大きく取り上げていこうと考えています。ただ、具体的に今、まちなか居住という観点の中で、公営住宅、市営住宅をどういうふうに展開するのかということは、特に土地の手配が非常に難しいという部分がございます。

そういった中では、今回のストック総合活用計画の中で借上げ公営住宅制度の検討といった部分は、特にそういったもの、土地がなくても民間サイドで公営住宅仕様の住宅を建てていただいて、それを公営住宅として借り上げるといった手法が可能でありますので、計画の中でそういった手法を検討しながら、便利なところ、あるいは市民要望が高いところの公営住宅の展開についての可能性も検討してみたいと考えております。

新谷委員

道営若竹団地の市への事業主体変更の時期と入居の見通しについて

借上げ住宅については、私たちも質問してきましたし、できたら進めていただきたいと思うのですが、ストック活用の柱となっている若竹団地ですが、具体的に、いつごろ市営住宅として入居できるのか。先ほども言いましたけれども、申込みがない住宅もあるけれども、たくさんの方が市営住宅に入りたいということで、希望が殺到しているわけですから、その辺でなるべく早く進めていただきたいのです。北海道との絡みもあると思うのですが、若竹団地の入居の見通しはどうでしょうか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

若竹団地の今後の活用についてのスケジュールでありますけれども、この若竹団地は北海道が築港地区に建替えるということで、移転建替事業の中で小樽市の方に事業主体変更し、市営住宅として使うということでありまして、基本的には今後、道営住宅がどのようなスケジュールで進んでいくかということに合わせて、市の方もスケジュールを組んでいくということになります。

道営築港住宅については、今年の3月に1期分が立ち上がって、今、工事を行ってまして、2期工事分が今年

の夏ころには着工を始める予定と聞いております。現実的には、平成 19 年 3 月ころには 1 期分が完成して、2 期分については 19 年の夏ころに完成というスケジュールと聞いています。そうしますと、19 年の夏過ぎには今の若竹団地の方から築港地区の方に、今の居住者が移転するということになりまして、平成 19 年の夏ころには空になるということです。それは今の若竹団地の 1 号棟、2 号棟、小樽寄りから 1 号棟、2 号棟なのですけれども、その部分についての絡みがあるという予定になっていますので、その段階で事業主体変更の予定をしています。つまり、平成 19 年の夏には小樽市のものになるということになります。市の方はその後、建物調査を行い、耐震、改修計画をつくるために、建物がどのような状況かということ平成 19 年の夏以降に調査する予定にしております。

そうしますと、その調査結果を待って、平成 20 年度に改善事業を行いたいと考えております。改善事業の内容については、その調査結果を待ってみないと、どのようなものにするかということがはっきりわかりませんが、仮に、改善事業の期間が、おおむね 1 年かかるとすれば、若竹団地の入居については今のところ平成 21 年度と考えております。できるだけ早めの入居をとしたいと思いますけれども、若竹団地については昭和 45 年から 47 年ころの建物で非常に年数が経過しているものですから、もしかしたら、その改善事業には相当の費用と時間がかかるかもしれないといったこともありますので、今の段階でいつから入居できるということは明言できませんけれども、今のスケジュールでは平成 21 年ころと考えております。

新谷委員

あと 2 年後ぐらいには入居できるのかと思っておりましたけれども、それよりすぐ先になって、早くても平成 21 年ということは、ものすごく時間がありますね。今すぐにも入居したい人は一体どうなるのかと思うのですけれども、市財政も厳しい中で事業を進めるのは大変だと思うのですけれども、ぜひ入居したいという市民要望にこたえるように極力努力していただきたいと思います。

身体障害者用住宅の必要戸数調査について

それでは、最後に陳情にかかわっての質問です。「障害者用の公営住宅の増設をお願いします」という陳情が出されているのですが、障害者のいろいろな団体があると思うのですけれども、本当に必要な戸数がどのぐらいかという調査をされたことはありますか。

(建設)建築住宅課長

身体障害者向けの住宅の調査ということですが、私がここに来てからは直接調査をしたことはございませんが、以前に何らかの形でそういう調査をしたことがあるということは聞いております。

新谷委員

障害者の方というのは、特に市営住宅を必要としている人が多いのですよね。入居募集のときになると、障害者用の住宅が非常に少ないのではないかと思います。障害者用住宅だけを取り上げるといわけにはいかないと思うのですけれども、改めて調査して、一体どのぐらいの戸数が必要なのか。エレベーターのない住宅に住んでいる人たちは、今、ぐあいが悪くなくても年をとったら「足が痛い。腰が痛い。上の階までの上り下りが、大変だ」というようなことも出てくるだろうと思います。

やはり、今後はそういうことも視野に入れた住宅建設が必要ではないかと思います。いずれにしても障害者用の公営住宅というのは、まだまだ足りないと思うのです。それで、改めて障害者の市営住宅の需要状況について調査して、それを今後の計画に取り入れていっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(建設)建築担当 鈴木次長

これにつきましては、過去に調査した経緯があるのですけれども、ここ最近では調査しておりませんので、これについては福祉部と連携をとりながら調査できるものなのかどうか、また、できるとしたら、どのような形でできるのか検討していきたいと思います。また、住宅建設については年々何らかの形で障害者用住宅を増やしてきてはいるのですけれども、新たな建設がなかなかできないものですから、現在、非常に苦慮しているところでございます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

松本委員

遊休資産の有効活用について

遊休資産の有効活用の一手段として売却という方法があるわけですが、市長は、提案説明の中でも本会議での答弁でも、遊休資産の積極的な売却ということをおっしゃっています。市長がそれだけ方針を立て、発言をしているということは、市長から各部署に「売却可能な遊休資産はどの程度あるのか把握するように」という指示が来ていると思うのですが、建設部、水道局において売却可能な遊休資産はどのくらいあるのか、また、どのようなものがありますか。

(建設)建築担当 鈴木次長

建設部として売却できる資産と申しますが、現在、住宅再生マスタープランの中で、市営住宅の用途廃止をした部分があるのです。長橋B団地、長橋十字街から手宮方面に向かった右側の山の方なのですが、そこについて約2万平方メートルの土地があります。これが一つ。それから、もう一つは、現在、オタモイB団地の建替えをしているのですが、それに絡めてオタモイA団地についても用途廃止を考えております。これは約3万平方メートルございます。この資産につきましては庁内でどういった活用ができるかを聞きまして、市長も積極的に売却すると言っているということもありますので、庁内でまず活用方法を聞きまして、その後に売却ということも考えていきたいと思っております。

水道局長

上下水道については、今年いっぱいぐらいで基本計画ができそうでございます。その中で、遊休地については、積極的に売却する方向で考えています。ただし、水道局の用地、特に上水道の用地は調整区域がほとんどでございますので、なかなか売却するような状況にはないと思っております。

松本委員

こちらで「売りたい、売りたい」と言っても、相手があつてのことで買ってくれる人がいなければ、成立しないわけです。今回、蘭越町にある山林等を売却する議案第25号が出ました。穂別町の土地も売りたいと言っているけれども、まだ買手が見つからないようですし、赤井川村の土地は何か売らないというような話を聞いています。これら、山林の管理というのは、どこでしているのですか。

(建設)建築担当 鈴木次長

山林の管理は経済部農政課です。

松本委員

今聞いたのは言うなれば、資産計上されている部分ですね。それで、公の資産ですから売れないからといって、バーゲンセールをするわけにはいかない。高くもなく、安くもなく、適正な価格で売却をしなければならないという足かせがあるわけです。

今回、市立病院で2か所の土地を売りに出して15日に締め切ったけれども、応募が一つもないようです。今度は、7月1日の締切りで入船5丁目と蘭島1丁目の2か所の土地を売りに出しているようです。病院の土地も「販売予定価格が今の相場よりちょっと高いのではないか」という話もあるわけで、これを売るのもなかなか大変なのですが、買いに来る人を待っているだけの話なのか、何か売るための努力というか、セールスはどのような形で行っているのか、積極的に売却に向けて動いているという面があるのかどうか。

建設部長

売却に当たっては、当然、土地の評価については固定資産評価審査委員会で妥当性を諮っているでしょうし、ホ

ームページへの掲載、マスコミに依頼するなどして応募者を募るという努力はしていると思います。

松本委員

資産計上されたものは当然なのですが、資産に計上していない隠れ資産みたいなものが、あちらこちらにあるのではないかと思うのです。というのは、私はちょうど去年の第 2 回定例会の建設常任委員会で「道路整備をした、あるいは、河川整備をした残地、言うなれば、端切れみたいに残っている土地、資産にも計上されていないような土地があるのでないか」という質問をしました。

そして、そういうものを把握して、その土地の隣接者に売却することができたら、隣接者にとっても非常にいいし、市にとっても有効ではないかということで、実は昨年第 2 回定例会後、すぐに川堰課長が動いてくれまして、隣接者が 1 軒のところもあるし、2 軒のところもあるし、3 軒のところもあるし、1 軒だけに話を持って行って売ってしまったら、ほかの人から文句を言われたら困るというので、川堰課長が 1 軒ずつ全部当たってくれました。それで、結局 2 軒の人が買ってくれた。

ですから、そういう残地が市内にかなりあるのではないかと思うのですけれども、川堰課長が亡くなってしまいましたので、その後、残念ながら動きはないのです。そういう残地、小樽市内にはかなりの数があると思うので、どの程度把握しているのか。土地の調査費も必要で、また、かなり手間のかかることですが、法務局で調べればわかることですので、川堰課長の遺志を継いで取り組んでほしいと思うのですけれども、いかがですか。

(建設) 用地管理課長

道路と河川敷地などの残地ということですが、委員の言うとおり数多くございます。建設部としては道路・河川用地というのは数多くございまして、現在は、街路事業、道路事業、河川事業等によって完成した残りの部分と申しますか、そういった箇所につきましては、未利用地、残地につきまして、多くの地権者のいる路線もございまして、鋭意、優先的に申込みのあったところから、隣接する方々を優先的に、順次、売却しているところでございます。

さらに、今後ということですが、その部分については多くの地権者等の意向調査、さらには売却に向けての測量調査、売却益、そういったものを勘案して進めたいと思います。逆に言えば変な話ですが、売却額よりも測量費の方が高いというケースもございまして、そういったことも含めまして総体的に検討しながら研究調査を進めているところでございます。

具体的には、ご存じのように河川敷地等、売却の対象になる箇所に残地がございまして、そういったことも含めまして、今後、積極的にそういった調査・研究をしながら、売却に向けて用地処理に努めていきたいと考えています。

松本委員

そういうところを売っても、小樽市の損失にはならず、資産の有効活用の一助になるのではないかという思いがしますので積極的に動いていただきたいと思います。

次に、指定管理者個々の部分は先ほど質問がありました。駅前広場、駅横、稲穂の各駐車場と集会所ですね。建設常任委員会の所管という、それだけだと思いますので次にいきます。

小樽住まいのセンター設置について

ストック総合活用計画の説明がありました。もう一つの目玉が「小樽住まいのセンター」の設置ということで、ストック活用と住まいのセンターが、この住宅マスタープランの二つの大きな目玉だと思うのですけれども、ストック総合活用計画は先ほど説明がありましたけれども、住まいのセンターの方はどの程度進んでいるのですか。

(建設) 住宅計画担当 竹田主幹

住宅マスタープランの二つの柱のうちのひとつが、住まいのセンターの設置ということでございます。具体的にまだ動いていないというのが実態でありますけれども、場所的なものを、今、検討しております。最初は住宅相談会等の開催といったものから手がけていこうということで、いろいろな関係団体の方とこれから協議していこうと考

えております。

松本委員

今、全国的に悪徳リフォーム業者というものが大変な話題になっていますので、そういう相談窓口があると、市民のためにも非常に役立つのではないかと思いますので、よりよい住まいのセンターの設置をお願いします。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

森井委員

建設常任委員会は初めてなので、ちょっと緊張しているのですが、いろいろと聞きたいこともありますし、振り返ってみると、建設部や水道局にかかわるようなことを、これまでも予算特別委員会でいろいろと聞いているので、それにあわせて幾つか聞きたいことがあるのですが、その前に先ほど受けた報告の中で気になる部分があるので伺います。

中央下水終末処理場の更新事業について

銭函と蘭島の下水終末処理場から運ばれてくる汚泥を乾燥機にかけていたが、この乾燥機を廃止する、また、中央下水終末処理場の熱処理設備というものを廃止するということなのですが、これらの施設を廃止しても設備的に新しいものがあって、全く問題はないのでしょうか。

(水道)整備推進課長

資料の最後に汚泥焼却炉というものがございますけれども、今のストーカー炉でありますと、汚泥の含水率が 60 パーセント以下でなければ焼却できないということなのです。そういうこともありまして、含水率が 80 パーセント程度でも焼却できるような機種を選定を考えていきたいと思っています。

森井委員

下水終末処理場は、私自身まだ見たことがないので、今度時間があるときにいろいろと教えていただければと思います。

焼却灰の有効活用について

平成会の中で以前に質問したことがあるという話を大橋議員から聞きまして、この点について一つ聞きたいのですが、昨年の夏に宮城県の方で、下水終末処理場から出た汚泥を焼却した後の灰をアスファルトなどに混ぜて、道路整備に有効利用している事業が実験的に始まったという話があったのです。現在、東京都や神戸市でも、同様の試みを実験しているということなのです。

現在、小樽市ではその灰を埋立て処理していると聞いたのですが、こういう先進事例を見て、新たに更新するこの時期にそういう焼却灰の有効活用も考えていただけないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

(水道)下水道担当 原田次長

焼却灰や汚泥の有効活用については、国土交通省のロータスプロジェクトでいろいろと研究されております。私どももその辺は大変注目しているところでございます。例えば、コンクリートプラントでアスファルトやセメントなどにこういった焼却灰などが活用されていることは承知しているところでございますけれども、実施するとしても、どれだけの効果があるのかという部分までは、なかなかまだ実証されていないとも聞いてございますので、今後、コストの面、その製品そのものの質の部分も研究して活用できるものがあれば、小樽市も焼却灰の活用に取り組んでいきたいと考えております。

森井委員

ぜひ、今後を見据えて、こういった動きに合わせて考えていただければと思います。

#### 小樽駅前広場の今後について

昨年の第 1 回定例会の予算特別委員会で、小樽駅前広場について伺ったことがあります。ずっと前からいろいろな方々から質問があると思うのですけれども、小樽市として、駅前広場の今後について何がしかの考えがあれば、まず、示していただきたいと思うのですが。

#### (建設)都市計画課長

現在の駅前広場につきましては、昭和 49 年から 51 年にかけて駅前地区の再開発のときに整備されております。整備前は約 4,600 平方メートルだったものを、その再開発に合わせて 7,400 平方メートルに拡張したところでございます。2 年前の都市再生モデル調査でも駅前広場については、いろいろと市民も交じえて議論させてもらっています。その中で「歩行者動線が錯そうして非常に込み合っている」、また「ゆとりスペースがない」など、いろいろな問題が指摘されてございます。市としましては、引き続き小樽土木現業所や小樽開発建設部とも、その辺の問題を相談して、どうあるべきかということはいろいろと勉強させてもらっている状況であります。ただ、今後、具体的にどう整備するかまでには至っておりません。

#### 森井委員

個人的な考え方ではあるのですが、現在、歩行者動線が錯そうしているという話もあったのですけれども、私の住まいが市民センターの裏側にあるのですが、札幌へ行って JR で帰ってきて小樽駅から帰る場合は、必ず、長崎屋側の横断歩道を渡って帰ります。住んでいるのは第 3 ビル側なのですけれども、第 3 ビル側には行かないのです。ですから、歩行者の動線がどうあるかによって、人の流れというのは、かなり変わるのではないかと考えているのがまず 1 点です。

また、朝の通勤時間帯に見ればよくわかると思うのですが、第 3 ビルの前にバス停があるのです。バスを利用してここで降りて JR で通勤される人が、かなりいるのですが、その皆さんは駅前広場駐車場のわきを通って、つまり、長崎屋側には渡らずに駅に来るのですけれども、そのときの車との錯そうが危険であるという感が見られるというか、私自身は見ていてそう思うのです。

実際、駅前広場というのは、いろいろな意味合いにおいて、その再開発当時はいろいろな形で考えられたのかも知れないのですが、現状を見ると、かなり不便な状況ではないかなと思っています。

その中で私が思うに、歩行者の動線、バスターミナルの出入口、タクシー乗り場、それから、自家用車で来られる方もいますから、その乗り降りもある。そういった優先順位を考えていくと、この市営駐車場というのはどうしても最後に来るのです。この駐車場のあり方を考えていかなければいけないのではないかと思います。何平方メートルと言われても私はよくわからないのですけれども、今知っている限りの広さで考えても、それほど広くはない駅前広場の中に、あれだけの広さの駐車場を設けているというのは、かなり難しい部分があるのではないかと考えています。

今後、やはり、駅前広場をこれから変えていくに当たって、この駐車場のあり方というのは、当然、問われてくると思うのですけれども、その段階で今回、駅前広場駐車場においても指定管理者制度を導入して、民間の力を活用するという話になるのですが、この駐車場のあり方が問われたときに、広くする、狭くする又は廃止すると、いろいろな話が出てくると思うのです。

その指定管理者にした民間企業とのやりとりが、かなり難しくなるのではないかと予想されるのですが、そのようなことも含めて、駅前広場の今後の考え方とともに、その指定管理者制度との絡みで何かしらの考えがあれば、示していただきたいと思うのですが。

#### (建設)建築担当 鈴木次長

駅前広場の駐車場ということですが、ここにつきましては、当初、駅を利用する方の送迎用ということで、短時間の駐車用ということで開設して今日に至っているわけです。また、今回、指定管理者に管理をお願いするとい

う形になっていますけれども、駅前広場については、歩行者、バス、タクシー、一般のドライバーが、かなり錯そうしていて、この駐車場の出入口においても危険な状態があります。そういった面で、指定管理者に移行しますけれども、今後、駅前広場がどう整備されていくか、それと常に連動していくものと考えておりますので、そのときにまた、今回、管理をお願いするに当たっては、その辺のところもよく説明しながら管理をお願いするという形になると思います。

森井委員

中央通も拡幅されて、小樽の顔である駅前広場の人の流れも変わってきていると思います。やはり、それに伴って、駅前広場の形態も変わっていかねばいけないと思いますし、先ほど話した私の帰り道ではないですけども、その動線がしっかりしなければ、第3ビル側における商業者の活力というか、そういうものにも左右されていくのではないかと思います。

第3ビルなどのいろいろな状況に伴って、駅前広場の見直しをという話がよくあるのですけれども、まず一段階、ある程度の動線、特に人の安全面を含めた動線というものを事前に大きなハード整備をせずに、早い段階の中で行った方がいいのではないかと考えていますので、そのことも含めて指定管理者制度導入とあわせて、駅前広場の今後の考え方を持っていただければと思っています。

市分庁舎前の横断歩道について

これも以前に聞いたことがあるのですが、市分庁舎前の押しボタン式信号機なのですが、「旧手宮線のところは、乱横断が多いので、その場所に何がしかの渡る手段というものを設けることができないか」という話をしたときに、一度、その市分庁舎前の信号機を移設する、しないという話があったのですけれども、その点について、その後どうなったのか教えていただけますか。

(建設)まちづくり推進課長

市分庁舎前の信号機、横断歩道でございますけれども、昨年、その話をいただいた後、庁内の関係部局が集まりまして、現地を確認して、確かに観光客が旧手宮線沿いに道路を横断している光景も見受けられたということ、もう一方では、市分庁舎前の押しボタン式信号機を利用している市民や観光客が多く見受けられたということで、果たして移すのがいいのか、現状のままがいいのか、あるいは、もっと違う方法があるのかという議論をしております、その中でまだ一定の方向が出ていないわけでございます。

今後、いろいろな形で庁内での協議、あるいは、関係機関との調整も行いながら、どういった方がいいのかということ、まず、その方向性を見つけるための動きを何らかの形で今後も続けていきたいと思っています。

森井委員

ぜひ、続けていただきたいと思います。特に、私はその近辺、旧手宮線に近いところに住んでいるので、実際に乱横断をされている方がよくいるということは私も知っていますし、時には私も状況上、渡らざるを得ないというようなこともあり得るのです。そういう形で渡っている状況そのものが交通の障害にもなると思いますが、事故が起きてからでは遅いと思うので、起きる前に対処していただきたい。

特に、観光客の方は、やはり、線路に沿って歩く人が多いと思いますので、難しいとは思いますが、その辺の検討を続けていただければと思います。

浅草横断歩道橋の撤去について

次に、産業会館と高雄ビル間の浅草歩道橋なのですけれども、こちらは私が議員になって最初の年に、自分なりに調査させていただきまして、「歩行者にとっては不便な歩道橋ではないか」という話をさせていただきました。あれからもう既に2年たっておりまして、その後、どのような動きになっているのかを改めて聞きたいのですが、いかがでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

高雄ビル前の歩道橋撤去の件でございますが、ここは国道でありますので、歩道橋の管理者は小樽開発建設部ということで、小樽開発建設部と高雄ビルの間で「この歩道橋の階段が狭い歩道に取り付いているために、歩道を歩く人が高雄ビルの敷地内を歩いていくということで裁判になっている」という話を聞いておりました。その裁判の結果が出なければ、開発局としても歩道橋の撤去という話にはならないということでしたので、その裁判の経過を見たいという話を当時させていただいたと思います。

今年になって小樽開発建設部と協議した中では、この裁判はようやく一定の方向性が見えたと聞いております。結果がどうなったのかというのは、教えていただけなかったのですが、まず、裁判は決着したということです。そういう形でいきますと、歩道橋の撤去という部分については、今の裁判の問題とは全く切り離されたということでございます。それを受けて、実は、私どもの方では歩道橋撤去についての可能性ということについて、具体的な検討を少し始めているということがあります。ただ、歩道橋撤去の条件といたしまして、当然のことながら、「歩道橋は要らないよ」という関係者の方々など、多くの方々が不必要だという理解が得られるということが、小樽開発建設部における撤去の条件になると思います。

その部分の整理と、さらにここは国道と道道の交差点となっております。非常に重要な交差点でございますので、渋滞が起これないということも大きな要件になります。現在、変則的な信号機もついているわけですが、そういう中でいけば、歩道橋を撤去して新たに横断歩道を設置する、あるいは、歩車分離式交差点にするという手法にしたときに、本当に渋滞が生じないのかといった検証をしていかなければならないということもありますので、今後、そのようなデータも集めながら、どういったことが可能なのかを関係機関とも協議していきたいと考えます。

森井委員

実際、車と人の交差というものが交通事故を引き起こす原因になるので、歩道橋が存在することによって、車と人を分離するという点では重要だと思うのですが、しかし、その歩道橋そのものが使われずにあるという状況になってしまうと、結局、下を渡るという状況になってしまうので、車と人を切り離すという目的での歩道橋の存在が成り立たなくなってしまうと思います。

実際、私は高雄ビル前の歩道橋に関しては、その機能はかなり失われつつあるのではないかと考えています。ただ、当然のごとく、歩道橋がなくなるということは、平面になるわけですから、その平面において人の安全面も含め、また、車の渋滞のことも考慮しながら進めていかなければならないということもありますので、大変苦労されると思いますし、時間もかかると思うのです。私は人の動線と歩行者の安全を優先した中で、交差点というものが存在してほしいと考えていますので、その歩道橋のあり方についての話し合いを続けていただければと思っています。この点については今後も聞いていきます。

にぎわいのあるまちづくりについて

今回の一般質問に伴って聞きたいことがあるのですが、今回、丸井今井の報道についてということで、内容としては経済部にかかわる質問をさせていただきました。今後、商業ということ以上に、にぎわいという点を考えなければいけないということで、そのときは経済部を通して答弁していただいたのですが、今後、まちのにぎわいを考えるに当たって、今まで話をさせてもらった歩行者の動線についてであったり、道路のあり方であったり、道路の活用であったり、いろいろな面で建設部としての視点で見えていかなければならない部分があるのではないかと考えています。このような考え方についての建設部の見解があれば伺いたいのですが。

(建設)まちづくり推進室長

非常に大きな問題だという認識はしてございまして、私どもは都市計画法に基づく都市計画や都市再開発法に基づく市街地再開発事業、そういった観点で、まず今、経済部と連携をとらせていただいております。

そういった中で、今、提言がありましたように、あくまでもにぎわいという形で、道路占用など、こういった形

で経済部と連携して、まちをにぎやかにしていくのかといったことも、今回の問題を契機にということではなくて、そういった観点で中心市街地の活性化という問題がございますので、今後ともそういった調整を進めさせていただきたいと考えております。

森井委員

先ほどの第 3 ビルの話ではないですけども、動線一つが変わることによって人の流れが変わったり、にぎわい一つ起こすことによって集客ができたり、そういうことが、いわゆるまちづくりであったり、まち並みであったり、そういう観点から切り替えられることがあり得るというようなことは、私自身が最近とても実感する部分ですので、その点については今後も経済部等と協議しつつ、いろいろな観点で見いただければと思っています。

北運河地区の今後について

それにあわせて一つ、最後に聞きたいのですが、先ほど旧手宮線のところの横断歩道に関して質問したのですが、民主党の山口議員が「中央通から手宮側の旧手宮線の活用、北運河地区の活用が、小樽における観光、経済、まちづくりという観点において、今後のキーポイントになるのではないか」というお話をされております。これに関しては、私自身もかなり同感しております。現在は JR の土地なので、今後、あの旧手宮線そのものの活用というものが、現状の建設部の中では、どのような観点を持たれているのか伺います。

(建設)まちづくり推進課長

旧手宮線を含めたいわゆる北運河地区の活用ということは、今までも十分に認識しているところでございまして、今は中央地区の運河を中心とした観光であります。また未開発の部分が多い北運河地区は、そういう意味でも非常に重要な地区だと思っています。

先の予算特別委員会でも答弁させていただきましたけれども、この北運河地区のまちづくりといいますか、ビジョンづくりといいますか、そういったものについては、私どもも取り組んでいかなければならないということで、具体的にはその計画を策定するに当たって、国土交通省にもソフト面での支援ができないかというようなことも打診していますけれども、なかなか思うようにはいかない状況でございます。

まちづくり団体の方もけっこう興味を持っておりまして、私たち行政側と一緒にやっていきたいという話もいただいていますので、官民一体となって、この辺のまちづくり、あるいは、ビジョンづくりという部分について、今後、取り組んでいきたいと考えています。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
斉藤(陽)委員

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例における「小樽らしい」の概念について

まず、昨年 6 月に成立しました景観法、また、今年 4 月 1 日に施行された文化財保護法の一部改正による重要文化的景観の選定、また、文化的景観保存計画の策定などがいろいろと話題になっております。本市でも、景観地区の隣接地での高層マンションの建設が現在行われておりますが、それとの関連で小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の見直しについて伺います。

本条例は、昭和 58 年制定の小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例を全面改定して、平成 4 年に制定されたと同っておりますが、まず、旧条例との大きな違いと本条例の主なねらいとするところは何だったのか、過去にさかのぼって教えていただきたいと思えます。

(建設)まちづくり推進課長

旧条例と現条例との違いということでございますが、昭和 58 年に制定されました小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例は、あくまでもこれまで残されてきた古い建物を中心に、こういった古い建物等を残すため、保全する

ための条例であったということが大きな特徴になってございます。

これに対して、現条例では、新しく建てられる建物につきましても、都市景観の創出という部分では大きな要素であるということで、こういった新しく創出される建物についても、届出制、届出勧告制度をもってお願いしているということを定めた条例でございます。

現条例のねらいという部分でございますけれども、条例の第 1 条にありますように「小樽市の良好な都市景観を保全し、育成し、及び創出することにより、歴史と自然にはぐくまれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進める」というところにあると考えてございます。

斉藤（陽）委員

第 2 条の（ 7 ）特別景観形成地区の定義の部分なのですが、「小樽らしい都市景観の形成を図るため、特に重要な地区として市長が指定する地区をいう」とありまして、「小樽らしい」という言葉が出てくるのです。また、第 21 条に「市長は、小樽らしい都市景観の形成を図るために特に重要な地区で、次の各号のいずれかに該当するものを特別景観形成地区として指定することができる」となっています。

第 21 条の（ 1 ）から（ 7 ）で、いろいろな種類の特別景観形成地区というものが指定されることになるわけですが、まず、「小樽らしい」ということはどういうことなのかということです。この条例の前文は非常に名文だとは思いますが、なかなか抽象的でわからない。第 1 条「目的」のところにも「小樽らしい魅力あるまちづくり」という文言も出てくるのですが、「小樽らしい」ということはどういうことなのか。第 11 条にうたわれている都市景観形成基本計画などでは、「小樽らしい」ということについて、どのように規定されているのか、なるべく具体的にわかりやすく、この「小樽らしい」を説明していただきたいと思います。

（建設）まちづくり推進課長

非常に難しい質問で、明快に答えられないという部分かもしれませんが、「小樽らしい」という部分につきましては、ある意味、山や坂など、小樽市が持っている自然というものが一つあるかと思っておりますし、また、四季がはっきりしているという点では、季節的な小樽の良さといえますが、そういう部分もあると思います。

また、運河や歴史的建造物、あるいは、旧手宮線などの歴史的・文化的遺産があるという面もあります。それと、先ほど話したように、新しく創出される建築物などの景観というものも一つあるのかと思っておりますし、「新旧調和のとれたまちづくり」と言われていますけれども、新旧が融合したまちづくりといえますが、都市景観の創出というものが他都市にはない小樽の良さだと思っておりますし、今後、これらを誘導していくことが小樽らしいまちづくりにつながっていくと思っております。

斉藤（陽）委員

おおよそ、たぶんそういうことだとは思いますが、当然、どこの都市でも自然はあるし、また、歴史のない都市というわけではないわけで、こういうことは一般的にどの都市においても多少の濃淡といえますが、多い、少ないはあっても、自然もあれば歴史もあると思うのです。

今、話にあった新旧の調和や融合ということが「小樽らしい」特徴と受け取れるのかなとは思いますが、一般論は、この条例の前文等を書いてあるのでわかるのですが、「小樽らしい」という中身といえますが、第 11 条にある都市景観形成基本計画などではどう位置づけているのでしょうか。

（建設）まちづくり推進室長

「小樽らしい」をより具体的に説明してほしいということでもありますけれども、小樽の景観というのは、歴史がある、海があるということで、こういったものが、現在の景観を培ってきたという特徴があると思います。海が小樽の景観にどう貢献してきたかといった部分では、石造倉庫や運河といったものが代表される部分でございます。歴史的という部分につきましては、旧日本郵船小樽支店や日本銀行旧小樽支店などの多くの歴史的建築物が、まち並みを形成しているということがございます。

自然景観につきましては、天狗山がございまして、これにつきましては古くからスキーの発祥地ということでありますし、蘭島から銭函までの魅力的な海岸線がございまして、沢なりにまちが発祥した経緯がございまして。北海道開拓の中で、それぞれのまちに歴史があるということではございますけれども、小樽の場合は、そういったものがトータルで一つになっているということ、私どもは認識してまちづくりを進めていきたいと考えてございます。

斉藤（陽）委員

まだよくわからないところもあるのですが、次に進めます。

特別景観形成地区の見直しについて

第 21 条「特別景観形成地区の指定等」の第 1 番目に「景観形成重要建築物等周辺地区」というものが、出ていますけれども、まず、「景観形成重要建築物等」とは何かということをお聞かせください。

（建設）まちづくり推進課長

景観形成重要建築物等ということですが、条例の第 2 条第 1 項第 5 号にありますように「良好な都市景観を形成する上で重要な建築物等として市長が指定するものをいう」ということになっておりまして、小樽市では旧日本郵船小樽支店が、市長の指定する建物となっております。

斉藤（陽）委員

歴史的建造物については、登録歴史的建造物、指定歴史的建造物、それぞれについて第 16 条、第 17 条に規定されているわけですが、まず、現在、この特別景観形成地区に指定されている地区の面積及び第 21 条の（ 1 ）から（ 7 ）まで、いろいろな区分がありますが、それぞれの面積の内訳、それから、（ 1 ）の景観形成重要建築物等周辺地区内と（ 4 ）歴史的景観地区内にある指定及び歴史的建造物の数について示してください。

（建設）まちづくり推進課長

第 21 条に規定する各特別景観形成地区の面積ということですが、特別景観形成地区は、小樽市内で 8 地区を指定しておりまして、全体で約 79.3 ヘクタールとなっております。（ 1 ）の景観形成重要建築物等周辺地区につきましては、旧日本郵船小樽支店周辺ということで、約 2.2 ヘクタール。（ 2 ）の拠点景観形成地区というのは、入船七差路のところ約 3.3 ヘクタール、それと（ 3 ）は重要眺望景観地区で、特別景観形成地区はございません。（ 4 ）は歴史的景観地区ということで 35.7 ヘクタールあります。

（ 5 ）の新都市景観形成地区でございますが、これは約 38.1 ヘクタールでございます。（ 6 ）の港湾景観形成地区にも特別景観形成地区がありません。（ 7 ）もありません。（ 1 ）の景観形成重要建築物等周辺地区内に限定した歴史的建造物の数ですが、申し訳ございませんが、今、資料を持っていないのですけれども、市内全体では登録歴史的建造物が 91 棟、指定歴史的建造物が 67 棟でございます。

斉藤（陽）委員

（ 4 ）の歴史的景観地区内にある歴史的建造物の件数は、今はわからないということですね。

（建設）まちづくり推進課長

先ほど質問がありました景観形成重要建築物等周辺地区でなくて、歴史的景観地区の中の数ということでしたか。

斉藤（陽）委員

その中についても聞いているのですけれども。

（建設）まちづくり推進課長

おのおの地区の中に歴史的建造物が何棟あるかというのは、今、わかりません。

斉藤（陽）委員

それで、まだ不明な部分もありますけれども、いろいろな特別景観形成地区が指定されていて、その中に指定や登録の歴史的建造物がある。特別景観形成地区から外れているものもけっこうある。この地区指定範囲のあり方ですけれども、「指定地区から少し外れた場所で、どんどんとマンションが建設されていくのではないか」という指摘

がありまして、指定範囲のあり方について、これでいいのかということなのです。検討されている部分もあると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

まさしくこの特別景観形成地区の指定範囲については、現在見直しをしているところでございます。今、お話にありましたように、現在指定している区域の外で、本当にこの区域に近い場所に高層マンションが建てられているということがございますし、この条例が平成 4 年にできて 12 年経過しているということもありまして、いろいろな状況変化もございますので、今、この見直し作業をまさに進めているところでございます。

斉藤(陽)委員

本来であれば、地区景観形成計画あるいは地区景観形成基準に適合しないような建物、例えば、高層マンション等が、現行条例の特別景観形成地区から少し外れたところに建設されるという現状があるわけですが、特別景観形成地区内で、この基準に適合しない建築物の届出があった場合に、どういう規制があるのでしょうか。この規制の内容について教えてください。

(建設)まちづくり推進課長

おのおのの地区に基準を持っていて、それに適合するかどうかという判断をさせてもらっているところでございまして、これまでには少なくとも私どもで持っている基準に合致しないで建てられたという建築物はないと考えてございますけれども、先ほどお話がありましたように、地区外でそういった建物が建てられたという部分はございました。そういった大規模の建築物に対しても、届出制度を持っておりますので、そういった届出を受けたときには事業主と私どもでシミュレーションを行うなど、いろいろと作業しながら話し合いをさせてもらっておりますけれども、残念ながら理解されない部分については、強制力を持っていないということで建設されてしまうというケースもあると思います。

斉藤(陽)委員

ちょっとはっきりしなかったのですが、地区外は当然、強制力がなくて、結果的に建ってしまうということなのですが、地区内においても現状ではそういう強制力はないと思うのですが、地区内についてはどういう規制があるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

今の説明の仕方が悪かったと思うのですが、地区内も地区外も今の条例はあくまでも願いといるという形の条例なものですから、対応の仕方については基本的には同じで、いずれについても強制力は持っていません。

斉藤(陽)委員

第 25 条で「基準に適合しないときは、指導・助言及び勧告できる」ということになっていて、業者と話し合いをして、結局、地区内でも地区外でも「やめてください」と指導するしかない、強制力というのはないわけですね。

昨年できた景観法では「景観計画区域、また、景観地区等で良好な景観形成のため、建物の高さ、デザイン、色の制限が可能で、違反した場合には罰則もある」と聞いているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

景観法の中では、各行政団体が景観行政団体となり、条例等でそれらの規制項目を設けた場合については、部分的に強制力を持った指導とありますが、規制とありますが、これは可能となっております。

斉藤(陽)委員

景観法では「景観計画は景観行政団体が策定する」となっていますが、この景観行政団体について、小樽市はこの団体となり得るのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

景観行政団体になることができるのは、都道府県と政令指定都市、それと中核市です。そのほかに都道府県知事

と協議して協議が調った場合には、各市町村も景観行政団体になることができるということで、小樽市においても、協議が調えば可能ということでございます。

斉藤（陽）委員

もう一点、景観法との関連もあるのですが、本年 4 月に施行された文化財保護法の一部改正による重要文化的景観というものがあるのです。これについてもいろいろな通達等が出されていると思いますが、本市とのかかわりについてはいかがですか。

（建設）まちづくり推進課長

文化財保護法による重要文化的景観ということでございますが、今回の文化財保護法改正の中で、文化的景観という部分が盛り込まれておりまして、この文化的景観の対象としましては、例えば、棚田や山里といった人と自然のかかわりの中でつくられてきた自然景観と申しますが、そういう部分を対象としたものになってございますので、小樽市ではそういった該当部分がないと考えておりますので、特に今回のこの改正で小樽市がかかわってくるものはないと考えています。

斉藤（陽）委員

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の見直しについて

先ほど指定範囲の見直しということについて触られたのですが、景観法にのっとった形で、この現行条例自体の枠組みの見直しと申しますが、全体的な条例改正についてはどうなのでしょう。

（建設）まちづくり推進課長

条例の見直しでございますが、今は特別景観形成地区の見直しをしているということで、当然、一番核になる部分でございますので、その辺の方向性が出ましたら、条例全体の枠組みについても、あわせて改正すべきものがあれば改正していきたいと考えてございます。

斉藤（陽）委員

今の見直し作業の進ちょく状況、また、結論がいつごろ出てきて、条例の改正等、今後のスケジュールなどについて、もう少し具体的に話せる部分がありましたらお願いします。

（建設）まちづくり推進課長

今、エリアの見直しということで、景観審議会の中にワーキンググループを設置いたしまして、中身の議論、あるいは、現状と申しますが、実際に外に出て地域の状況を確認するといった作業を進めておりまして、今後ある程度そういった大枠と申しますが、そういう部分が見えたら、地域の方のご意見も聞いていかなければならないと思っております、そのようなやりとりを何回かさせてもらった中で、何とか今年度内にエリアの見直しについては一定の方向性を出していきたいと考えております。

斉藤（陽）委員

条例全体についてはどうですか。

（建設）まちづくり推進課長

このエリアの見直しと申しますが、それによって作業量が全然違ってくると思っております、今まさにどこまでのエリアを特別景観形成地区とするかという大きな議論をしている段階でございます。今の段階で条例全体をいつまでに見直すということは、なかなか申し上げられない部分ですが、できれば条例全体も含めて年度内に条例の見直しだけは行いたいと思っておりますのでございます。

建設部長

現条例の見直しについてですが、今、特別景観形成地区のエリアの議論を中心に行っておりまして、その附属する部分において条例見直しの必要性があれば、見直しをしたいと思います。条例全体の見直しという点については、景観法に小樽市が移行すべきかどうかという議論を経た中で、条例改正の必要が出てくれば改正するとい

うことです。今、小樽市の条例の骨格は、国の示した景観法とほぼ同じ骨格でございますので、基本的には全面的な見直しというのは今の段階ではなかなか厳しいと考えてございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
武井委員

市営住宅集会所の指定管理者制度導入について

指定管理者関係の議案第 6 号と第 22 号の説明をいただきました。理解できない部分もありますので尋ねます。

一つは、市営住宅の集会所に指定管理者制度を導入したいという説明がありました。これは市内に集会所が一体幾つあって、その集会所すべてに指定管理者を導入するのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

今回の市営住宅条例の一部改正につきましては、条例に位置づけております市営住宅の集会所 10 か所について、現在、管理委託制度にしているものを指定管理者制度に移行するための改正案です。

武井委員

集会所 10 か所だけについてですか。

(建設)建築住宅課長

10 か所の集会所についてです。

武井委員

それでは、その集会所というのは幾つあるのか、幾つかあるようですが、有料と有料でないものがあるようですね。私が聞きたいのは、何団地あるうち委託する集会所は幾つあるのかということなのです。意味がわかりませんか。団地の中で集会所があるのは何か所かでしょう。幾つある団地の中で幾つの集会所があるのかと。その集会所を委託するというのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

団地の数としては 41 団地ございまして、そのうち条例に位置づけて利用料を取っている集会所は、今回の 10 か所ということです。この 10 か所について、今回提案させていただいているということでございます。ただ、この 10 か所以外に、自治会で空き住戸等を集会所の用途として任意に使っている部分もございまして、それらについては利用料を取っていませんし、また、その管理委託等も正式にやっていないというところですので、あくまで利用料を取っているのは、この 10 か所ということでございます。

武井委員

市営住宅条例によりまして、この市営住宅内の集会所というのは、団地以外の一般の人たちも使えることになっていますよね。団地の入居者以外の人を使うと言ったら、使わせなければならないことになっているでしょう。たしか第 43 条でしたか。そうだとすれば、料金を取るということは、これらの集会所を使用した場合、その団地に住んでいる人たちだけではなくて一般の人たちからも料金をもらうのか。要するに、一般の人でも団地の人と同じように使えるということなのか。

もう一つ、町内会館は町内の人には利用料を割引しているのですけれども、今度、指定管理者に任せただけの場合、一般の人が使っても団地の人が使っても同じ料金なのか、そのあたりはどう考えていくつもりですか。

(建設)建築住宅課長

今、条例に位置づけている 10 か所の集会所のうち 4 か所につきましては、団地内の集会所ということではなく、地域関連施設ということで、もっと広い範囲の集会所という位置づけがなされておりまして、それらについては町内会等での利用もさせていただいているところです。利用料金につきましては、いずれも時間単位で料金が設定され

ていまして、特に町内だから減免されるとか、そういう位置づけはされてはおりません。

武井委員

今回のこの 10 か所についても、そういう考え方ですか。

(建設)建築住宅課長

これらの集会所につきましては、従来から利用料金としては、条例の中で上限の値を定めておりまして、その範囲内で各管理委員会が料金を設定して、それを市長が承認して告示するという形で料金が定められております。その料金の設定方法は、今後、指定管理者制度へ移行した後も同じ形をとっていきたいと思っておりますので、料金体系は従来と同じような形になると考えております。

武井委員

この 10 か所の集会所は、現在、団地に住んでいる人たちからも料金をもらっていると理解していいのですか。これは 75 平方メートルの集会所ではないのでしょうか。どういう区別をしているのですか。150 戸に対して一つの集会所をつくらなければならないという決まりがあるわけですね。ただ、あなたたちは 150 戸ごとに小さな 75 平方メートルぐらいの部屋を一つ壊して集会所に充ててきたわけでしょう。150 戸が 300 戸になって、そして 600 戸になっても、150 戸単位にしては狭い、例えば、葬式もできないような大きさのものを、そういう形で充ててきたわけでしょう。ですから、この 10 か所は、そういう葬儀会場としても使えるような集会所なのかというのが一つ。

それから、団地の中に住んでいながら、その人たちからも料金を取る、団地外からも使わせられるところは使わせなければならないことになっているわけですから、団地以外の人たちからも料金を取るのかということです。

(建設)建築住宅課長

基本的には、市営住宅の集会所は、その自治会等の集会用に使用していただくということで、住棟の中に一部屋という形で集会所としてつくるということで、今まで供給してきております。ただ、団地規模が大きい場合、例えば、銭函、手宮公園といったところは団地規模も大きいということもありまして、町内会等でも使えるように規模をさらに大きくして地域関連施設として建設して、団地の集会所という形だけでなく、地域の冠婚葬祭等にも供されるようにという形でつくってきております。地域関連施設につきましては、当然、町内会等の利用も前提にしているのですが、団地の中の集会所につきましても、その町内会と自治会との話合いということになりますけれども、自治会等の支障のない範囲で、団地以外の町内会等の利用がなされても支障はないと考えております。

武井委員

市営住宅集会所の建設見直しについて

市内の 41 団地のうち 10 か所の集会所について、今回、指定管理者制度を導入したいということのようですが、あとの 31 団地はどのようなのですか。将来的に、そういう集会所をつくるつもりはあるのですか、ないのですか。

(建設)建築住宅課長

それにつきましては、今後、既存市営住宅の建替計画等の中で、集会所をどのように位置づけ、つくるのかと、そういうことでそれぞれの集会所の使われ方、団地の中に集会所を持ってくるのか、広く地域の集会所として位置づけるのかということが検討されて、それぞれの集会所を位置づけて、また、これから集会所を利用していただくということになるかと思えます。

武井委員

いずれにしても、私はこれまでに何回も質問しているのですが、団地の集会所に対するあなたたちの考え方は、団地の人たちの福祉的施設とありますが、これを非常に軽く見ているという感じがするのです。ただ、「150 戸に対して部屋を一つ与えておけばいいのだ」という考え方が、私は納得できないのです。

もし、団地が増えてきて 300 戸になったら、その倍のものを整備しなければ、葬式を出すにも場所がない。山の上にある市営団地に住んでいる人は、葬式を出すといったら、とんでもないところまで行かないと葬式もできない。

以前にも話したとおり、塩谷団地の人たちは、第二病院の下の長和会館まで来なければ葬式が出せないという状況なので、やはり、私は団地ごとに集会所をつくってやるべきだと思います。

ただ、「これだけのスペースを与えてあるからいいのだ」ということではなくて、団地の人たちは、そこで生活をしているわけですから、その生活をしている人たちに対する福祉的な施設だと考えて、設置してやるべきだと私は思いますので、後ほどまた関連の質問がありますが、とりあえずこの議案第 6 号の関連について、それだけは注文しておきます。

市営駐車場の指定管理者制度導入に伴う料金設定について

それから、議案第 22 号の関係です。駐車場問題ですけれども、先ほどの説明では駅前広場駐車場については、22 時から翌朝 8 時の間は無料だけれども、しかし、指定管理者制度を導入したときは、現在は無料だけれども、その人たちがどう判断するか、その判断に任せるかのような話がありました。私には管理者が赤字をプラスにするために無料の時間帯を有料にするかもしれないという趣旨の説明に聞こえました。

ところが、今、駅前広場駐車場は、現在、この 22 時から翌朝 8 時までの間ではなくて、それ以外の普通の営業時間についても JR との契約の中で最初の 30 分間は無料にするということになっているはずですが、この 30 分間の便宜供与といえますか、これも指定管理者に任せるのかどうか、この点はいかがですか。

(建設) 建築担当 鈴木次長

駅前広場駐車場でございますけれども、22 時から翌朝 8 時までについては、駐車場の出入口部分に費用をかけてゲートを設置することができなかったということがあって、やむを得ず無料という形で開放していたということがあります。これについては指定管理者になりますと、当然、営業という形になりますので、何らかの形でゲートを設けることによって、その無料時間帯の管理ができるということであれば、有料ということも考えられるということになっております。

それで、料金についても、短時間ということで最初の 30 分間は無料という形をとっていますけれども、これについては今の基本体系を維持しながら、指定管理者がどういった設定をするかということになると思います。

武井委員

いや、それを聞いているのです。

建設部長

駅前広場駐車場については、指定管理者制度に移行しても最初の 30 分間は無料という制度は残ります。

武井委員

これで議案関係は終わりにしたいと思います。

市道長橋 5 丁目第 3 通線の測量調査について

次は、市道長橋 5 丁目第 3 通線の関係ですが、この市道は何年に市道になっていますか。

(建設) 用地管理課長

昭和 47 年 12 月に市道認定になってございます。

武井委員

私が言いたいことは昭和 47 年に市道になって、それから 10 年以上もの間、市道にしながら寄付したはずの道路部分の固定資産税を地域の住民が納めてきた。これは非常にずさんなやり方ではないだろうかということです。市に寄付したにもかかわらず、そして市道になったにもかかわらず、道路の整備をしたのだけれども 10 年余りの間、指摘されるまで固定資産税を払ってきたと、こういう話を聞いています。このことは事実ですね。

(建設) 用地管理課長

市道認定されまして、それから現在、市道区域については 5.4 メートルということで認定されています。その部分については恐らく課税ということはないのですけれども、広く道路区域以外の部分、残りの部分については現在

課税されているか、いないかについては承知しておりませんので調べさせていただきたいと思います。

武井委員

いや、これは調べなくて私の方でわかっているのです。住民は税金を納めてきたのです。ところがその後、皆さんの努力があって、この市道に寄付した部分については非課税にしてくれたのです。ここはけりがついたわけです。

ところが今度は、道路に側溝を入れたりなどして、あそこのところ、岡崎さんの家の前あたりが出っ張っておりまして、どうしてもその部分を削るか何かしないと道路が真っすぐにならないので、側溝の水があふれるという問題もあって、あなたたちは当初、市道の範囲、今、5.4メートルと言いましたが、それ以上に1メートル近く民有地に食い込んで工事をしています。それだけの分、税金を払っていない部分のプラス1メートルほど食い込んだ形で個人の所有地に側溝を入れています。

これについても当時、今言ったような岡崎さんなど、こういう人たちもいたものですから、「いいよ、この部分についても寄付しますよ」と、こうなったのですが、いまだに個人の所有地のままになっているのです。市道であって市が側溝を入れて使っているにもかかわらず、あなたたちは個人の土地に食い込んで使っているのです。

これについて「高齢者もいるし、ここの土地を離れる人もいるので寄付してあるのだから、早く測量してくれ」ということなのですが、その後も測量もしないで今まで、ただそのまま本人の土地になっていながら放置されていたということで、地域の人たちは「こんなことなら元へ戻そうか」ということで態度を硬化させています。せっかく皆さんが寄付したのですから、あとは市の方で測量をして、これは何とか早くけりをつけてあげてほしいと思うのですが、いかがですか。

(建設)用地管理課長

大変申し訳ないと思います。その寄付行為につきまして、また、承諾等につきまして、その当時何らかの形で承諾されて現在の形になっているのだらうと思っております。ただ、私どもは今、当時のそういった承諾関係の記録が残ってございませんので、今後改めて承諾をとりながらやっていかなければならない、個々の意向を確認しながらやっていかなければならないと感じております。それで、今後に向けましては測量費が相当必要になります。

そういった中で、今の財政状況で大変申し訳ないのですけれども、単年度での測量調査完了という形については難しいと考えておりますので、単年度ではなく複数年という形での処理をご理解願いたいと思います。

今年度につきましては一定のスパンに限りまして、現地をご存じかと思うのですけれども、上の方から下の方に向かいまして一部測量調査を行いながら、また、個々に地権者のご意向を確認しながら、手続等が整った段階で用地処理に向けて努力していきたいと思っております。

武井委員

市の財政も厳しい状況ですから、測量するにも相当なお金がかかると思いますが、地域住民は、なしのつぶでの状態を一番嫌いますので、市が何がしかの手を打ってくれば「ああ、やってくれたのだな」と思いますので、できるだけ努力してあげてほしいと思います。

塩谷C団地の集会所建設の見直しについて

次の問題は、これも何回も質問してきているのですが、これは今まで兵藤元部長が答弁してきた経緯があります。塩谷C団地の集会所の問題です。これは平成10年に作成した再生マスタープランの中にも「建設します」ということになっています。ところが、このマスタープランは約2年遅れて、今、新しいマスタープランに移行しつつあるようでございます。

ところが、このマスタープランの中で平成18年に着工となっていたものを前倒して、平成17年ということ、わざわざ住宅行政審議会の中で変更してあるという内容のものなのです。ですから、それだけにこの集会所建設は団地建設時に合わせて行うということだったのですが、そうではなくて、この団地建設はもう2年ずつ遅れて

いるわけなのだから、下手をしたら団地建設は平成 19 年度以降になってくるだろうし、あれだけの青写真までできているのですから、地元の人たちは「もうすぐ建つぞ」と思って待っているわけなのです。ところが、これまでの話の内容では、どうもはかばかしくないようなので、その後の取組の経過も含めて教えてください。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

塩谷 C 団地の集会所ですが、再生マスタープランの中で塩谷 B 住宅と C 住宅の統合建替えの中で集会所を地域に開かれた施設として整備するという形で位置づけられていることは承知しております。今の建替事業については、いろいろな経過で遅れているということがありまして、ストック総合活用計画の中で、もう一度すべての公営住宅の建替事業、ストック活用については計画を練り直すということで、今年度に作業するという事で説明させていただいております。

塩谷 B、C 住宅についてこういった形で整備するかということは、今年度で結論を出していきたいと思っております。その中で、集会所の整備といったものもあわせて位置づけして、こういった形で整備するかということを考えていきたいと思っております。あくまでも地域に開かれた集会所の整備ということについては、公営住宅の建替事業と並行的なものということで理解しております。

そういった中では、今後の建替えが非常に長い期間がかかるわけですから、塩谷についても、もしかしたら相当の時間がかかるということもございますので、地域の方々の要望等が非常に多いと聞いておりますので、その建替事業とまた別の方法が可能であるのかどうかといった部分も含めて、ストック総合活用計画の中で検討してみたいと考えております。

武井委員

ご存じのように、塩谷の A 団地、B 団地、C 団地、D 団地、E 団地、これらのあれだけある市営団地、全部で 500 戸ほどありながら集会所がないのです。地域住民も含めてないのです。だから、皆さんは集会所の建設を待っているわけなのです。私はよく「死んだ人をジブシーにさせるな」と言うのですけれども、団地の皆さんは「亡くなったら葬式を出す場所を探して歩くのが本当に大変だ」と言うのです。

ところが、町内会館は地元優先ということになっていますから、結局、みんな断られてしまう。こういうことで、先日も、わざわざ第二病院の下の長和会館まで来て葬式を出しているというのが実態です。これでは地域の人に対して私は非常にかわいそうだという思いがします。これも先ほど言いましたが、団地 150 戸ごとに集会所を一つつくる、300 戸になったら 300 戸の体制にする、600 戸になったら 600 戸の体制にするという形で整備してくれば、何のことはなかった。こういう形で集会所はできていなければならないのです。そういうやり方をしてこなかったから、こういう結果になったのです。ぜひとも、もう少し、この集会所建設に向けての取組方、もう一歩進んだ具体的な話を出してほしいと思うのですが、部長、いかがですか。

建設部長

集会所の話は、これまでに多くの議論がされたという認識をしています。財政上の問題があって、今、主幹からも答弁したようにストック総合活用計画を構築していくところでございます。そういう中で、当然、団地全体のリニューアルを意識した計画でございますので、そういった中で集会所というものが塩谷地区という限定した中でどういう位置づけになるのか、この 1 年間で議論しますので、その中で十分に検討したいと思っております。

武井委員

新しいものが建ってくれば一番いいのですが、葬式を出せるような集会所をわざわざ建てなくても、空いている住宅もあるので、それらを活用した当面の方法も含めて、当面の問題として取り組むべきだと思います。それで、平成 19 年以降に団地ができたときに、設計図どおりに新たな集会所を建ててもらおうということも考えられるのではないかと思います、いかがですか。

建設部長

当然、財政上の問題、また、その集会所の小樽市の位置づけということを考えてときに、今すぐ新築というのは非常に困難だということについてはご理解をいただかざるを得ません。一方、ストック総合活用計画に取り組んでおりますので、その中でこういったスペースがつかれるのか、この 1 年かけて検討したいと思います。

武井委員

ぜひ、前向きに検討してください。

国道 5 号東小樽交差点とさくら学園間の横断歩道設置について

もう一つは、これも兵藤元部長がこれまで答弁してきた経緯がございますが、国道 5 号の桜 2 丁目 9 番と 11 番あたりへの横断歩道設置についての問題です。

これまでの話では、東小樽交差点から札幌に向かって、バス停は左側にあつて住宅は右側にあるので、桜町の皆さんは交差点下の地下歩道を利用しているということでしたが、今までも話してきたとおり、セイコーマート付近、この場所は、こう配があつてカーブになっていて、車の交通量も非常に多く、事故も多い。けれども、どうしても、ここを横断せざるを得ないという人たちがいる。ところが横断していても上りだから、走ってくる車が見えづらいというようなこともあつて、非常に苦労しています。地域住民は「もし署名をと言うならば、署名もします」と言っています。7 月ごろには公安委員会の人たちが現地を見に来るということを伺っていますが、兵藤元部長の最初の答弁では、その折にその点をよく相談してみたいということだったと私は記憶しているのですけれども、ぜひとも打診して、少しでも事故のないように取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

建設部長

桜町の横断歩道については、議事録を把握したつもりでございますけれども、7 月に公安委員会が来るという話は、実は正式な情報として私どもは入手してございませんので、その点については、もう一度、公安委員会に問い合わせたいと思います。ただ、東小樽交差点から河辺石油のガソリンスタンド前までの 750 メートルの区間に横断歩道がないという点については認識しております。

これについては三つの問題があつて、一つは、さくら学園の方から走つて来ると、左にカーブしてセイコーマートの前で右にカーブするという S 字状になっていて、ドライバーの視認性の問題がある。要するに、仮に、この S 字部分に信号機を設置したときに、信号を見てから停止するまでの距離があまりにも短いという点があります。さらには、坂道になってございまして、大型車両も多く通る中で、当然、その大型車両等が冬道で一度止まったときにスリップして渋滞が起きるといふことが考えられます。三つ目は、小樽港縦貫線が完成してございますので、あちらを使う利便性を市民の方々又はドライバーが認知してしまいましたので、ウイングベイに行く方向は日中や平日でも、かなり長い渋滞を起こしています。その部分に横断歩道があると、そういった渋滞が起きた際に、歩行者が安全に横断するということは、なかなか厳しいと感じざるを得ない状況だと思ひます。

これまでの小樽開発建設部の見解なり、公安委員会の話では、やはり、横断歩道間の距離が 750 メートル離れている点については問題があるけれども、このような理由で信号機や横断歩道の設置は難しいという判断を持っています。そういう中で、私どもの方も、ほぼ同じような認識にならざるを得ないだらうと思ひます。ただ、7 月に公安委員会が来るという話があるようですので、それをきちんと把握した中で、現地視察という動きがあれば、私も出向いて話をしてみたいと考えてございます。

武井委員

小樽港縦貫線がまだまだ工事が進行中のようですから、これが完成したときには立体交差にするという計画もあると伺つておりますので、全般的な見直しが必要になってくるのではないかなと思ひます。ぜひともそういう方向で検討してほしいということだけは申し上げておきます。また、折を見て質問したいと思ひます。

#### 小樽グランプリの開催場所について

次は、最近の新聞をにぎわわせていることについて、見解だけ聞いておきたいのですが、小樽グランプリ構想というものがあると聞いています。これは公道を使用する計画だと聞いていますし、推進者の人たちはアメリカまでわざわざ現地視察にも行ってきたということが新聞報道されています。また、近々には市民を対象に説明会も開かれるということも聞いていますし、私どものところには既に案内状も届いています。そういう中身の問題であるだけに私たちも知らないふりをする事ができませんので尋ねたいと思います。

一つは、公道を使用するという事ですけども、公道とは一体、どこの道路を使用する予定なのか、既に市の方に話があるのかないのか聞かせてください。

建設部 土木担当 関野次長

小樽グランプリ構想ということで、使う場所なのですけども、建設部では市道に認定している道路を管理しております。それから、港湾部で管理している道路が臨港道路ですけども、建設部の方におきます市道に認定している道路での使用についての協議ということでは聞いておりません。市で管理している認定道路についての協議については、現在まだ来ておりません。

武井委員

いずれにしても道路というものは、どこを使っても、小樽は特にそうなのですが、必ず交差点がある。だから、これは、例えば、道道を使ったとしても、必ず市道が交差するという道路状況になっているわけです。したがって、これがそういう市民まで対象として、そして説明会まで開くのに、市の方にまだ何も打診がないというのも、これはまたちょっとおかしな話だと思うのです。

何も打診がないものを「出せ出せ」と言っても、これはどうしようもないわけですから、私のところに来ている手紙を見せてあげてもけっこうですから、できるだけ早く、その人たちにもよく聞いてほしい。私たちは市民に聞かれたって答えようがないわけで「どこを使うのか、どこでやるのか」と聞かれても、私はわからないわけですから、ぜひともこれは把握に努めていただきたいと思います。

建設部長

ウイングベイ小樽周辺には、市道部分と港湾部が所管する臨港道路があります。現在、港湾部又は建設部所管のどの道路で開催するという決定した情報がないということでございますので、その辺については検討会のメンバーに港湾部長も入っていますし、私も入っていますので委員会の中で確認していきたいと考えてございます。

武井委員

ぜひともこの問題は、今言ったようにまだ不確定のようですから、十分に論議した中で、この委員会でも説明できるようにしてください。

#### おたる屋台村レンガ横丁の火災と丸井今井小樽店閉店による今後のまちづくりについて

これで私の質問は終わりなのですが、2点ほど伺いたいのです。今朝4時26分におたる屋台村レンガ横丁が火事になった。せっかく軌道に乗ったかなと思ったら火事になった。あるいは、丸井今井小樽店閉店の報道について、本会議でも各議員が非常に心配して質問しておりました。それに対して、市長も「全力を挙げて取り組みます」と答弁していました。

ところが、それから何日もたたないうちに、署名をしたにもかかわらず、小樽店はなくなることが決まったと新聞に大きく出ました。このレンガ横丁も軌道に乗ったかなと思ったら火事になった。したがって、丸井今井についても、再開発したところにぽっかりと穴が開きそうだ。また、丸井に来たお客さんが寄っていかうと思った、この場所を選んでオープンしたレンガ横丁も、13軒のうち7軒が燃えてしまったというようなことで、非常に大変だと思います。それで、まちづくり担当としては、これからこれらを一体どういうふうにしていかうと考えているのか、答えをいただいて終わります。

(建設) まちづくり推進室長

まず、レンガ横丁の火事につきましては、早速、調べさせていただきました。経済部の方に調べてもらいまして、13軒入っていて7軒が全焼、2軒が半焼ということで、今後の運営に当たりましては、今晚、テナントを含めて打合せ会議を開いて、どういった形で運営していこうかという話がされると聞いております。基本的には営業は再開するという前提で話をすると聞いています。

それから、丸井今井につきましては、ご承知のように「丸井今井小樽店の営業存続に向けた連絡会議」というものがございまして、それにつきましては、私どもまちづくり推進室もメンバーに入れさせていただきました。そういった中で、あそこの街区につきまして、今後、どういった形でどう進めていくかということにつきましては、庁内、経済界を含めて、今後、話合いがされていくと思っておりますので、その中で連携をとりながら対応していきたいと考えてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 50 分

再開 午後 4 時 10 分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

新谷委員

議案第 6 号、第 22 号は否決、陳情第 64 号と継続中の案件第 61 号を除き、ほかは採択を主張し、討論を行います。議案第 6 号には、市営住宅集会所の指定管理者制度導入が含まれています。これまで管理は自治会や町内会と団地自治会の管理委員会に委託して、特に問題はなかったと思いますけれども、指定管理者になりますと管理責任の問題などが重くなるため、それを自治会、管理委員会に任せたりするのには賛成できません。

議案第 22 号については、市営の 3 駐車場の指定管理者制度導入についてですけれども、利用時間など市民サービスの向上になる部分はありますけれども、これまで無料だった部分が有料になる可能性もあり、現段階ではいろいろと考えましたが、賛成できないということになりました。

新たな陳情については難しい部分もあると思いますけれども、障害者に優しく安心できるまちづくりを進めていく上で願意は妥当です。

また、継続中の案件については、これまで述べてきたとおりです。

以上、非常に簡単ですが、討論とし、本会議で詳しく述べます。

委員長

平成会。

森井委員

陳情第 4 号、第 6 号、第 8 号、第 14 号の市道のロードヒーティング敷設方について、継続審査に対しての討論を行います。

平成会の前身である市民クラブの当時に、私自身が所属していた市民クラブでは、ロードヒーティングの敷設方について、今まで採択という形で主張してきたのですが、現状の財政的な状況も含めまして、ロードヒーテ

ィングを敷設しているにもかかわらず、電源を入れられないような場所も増えてきておりまして、今後もやはり、ロードヒーティングそのものが必要だと今でも思っているのですけれども、今後、ロードヒーティングを敷設するときの状況やシステム、いろいろなことをもう一度振り返る意味も含めまして継続審査という形に切り替えさせていただきます。このことをこの場で伝えたく、討論とさせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

最初に、議案第 6 号、第 22 号、陳情第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 8 号、第 10 号、第 11 号、第 14 号、第 21 号、第 52 号、第 64 号について、一括採決いたします。

議案については可決と、陳情については継続審査とすることに、いずれも賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案は可決と、陳情は継続審査と決しました。

委員長

次に、陳情第 61 号について、採決いたします。

継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。